

栗東市公用車広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が所有する公用車に、民間企業等の広告を有料で掲載することに関して、栗東市有料広告掲載要綱(平成19年栗東市告示第30号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載する車両、広告の規格及び掲載位置並びに広告を掲載する料金(以下「広告掲載料」という。)は、別に定める。

(広告の掲載方法)

第3条 広告の掲載は特殊フィルムの貼付により行い、車体の塗装は行わない。

2 前項の特殊フィルムは、次の各号のいずれにも該当する材質としなければならない。

- (1) 広告の掲載期間中において車体から剥離しないもの
- (2) 広告を撤去する際に車体の塗装が剥離しないもの

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、市が指定する日から1年間とする。ただし、広告の掲載を希望する者からの申出により、1年間に限り広告の掲載期間を更新することができるものとする。

- 2 前項の掲載期間には、広告の掲載作業及び撤去作業に要する期間を含むものとする。
- 3 広告の掲載作業及び撤去作業の日程は、市の指示に従わなければならない。

(広告掲載の制限)

第5条 公用車に掲載する広告は、栗東市有料広告掲載要綱第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 車両運行の支障になるもの
- (2) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (3) 都市景観との調和を損なうもの

(広告の申込み)

第6条 車両へ広告を掲載することを希望する者(市税を滞納している者を除く。次条において「広告申込者」という。)は、栗東市公用車広告掲載申込書(別記様式第1号)に広告案を添えて、市が指定する期間に市長に提出しなければならない。

(広告の掲載決定)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、広告の掲載の可否を決定し、栗東市公用車広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により広告申込者に通知する。

(広告の変更)

第8条 前条の通知書により決定を受けた者(以下「広告掲載者」という。)は、掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、市の指示に従い、市長の承認を得なければならない。この場合において、第6条及び前条の規定を準用する。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載者は、市が指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(掲載済の広告の取下げ)

第10条 広告掲載者は、すでに掲載している広告を掲載期間中に取り下げることができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定によりすでに掲載している広告を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第11条 既に納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告掲載者の責によらない理由により広告が掲載できなかったとき、又は前条第1項ただし書の規定によりすでに掲載している広告の取下げが認められたときは、返還するものとする。

2 前項の規定により広告掲載料を返還するときの当該額は、広告掲載料を掲載日数(第4条第1項の掲載期間の日数をいう。)で除し、掲載しなかった日数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(費用負担等)

第12条 広告の作成、掲載作業及び撤去作業は、広告掲載者の責任において行い、その費用は広告掲載者が負担する。

2 広告の撤去作業等により、車体の塗装が剥離したときは、広告掲載者の責任において原状回復しなければならない。

(広告の修復)

第13条 掲載期間中に市の責に帰する事由により、広告の破損等が生じたときは、市は原状回復する。

2 経年に起因する広告の劣化については、市は責を負わない。

(広告の削除)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに掲載している広告を取りやめる。

(1) 掲載している広告の内容が第5条の規定に反すると認めるとき。

(2) 広告掲載者が自らの責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(広告に関する責任)

第15条 広告掲載者は、広告に関するすべてに事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

3 市は、広告の内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、公用車に広告を掲載することに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。